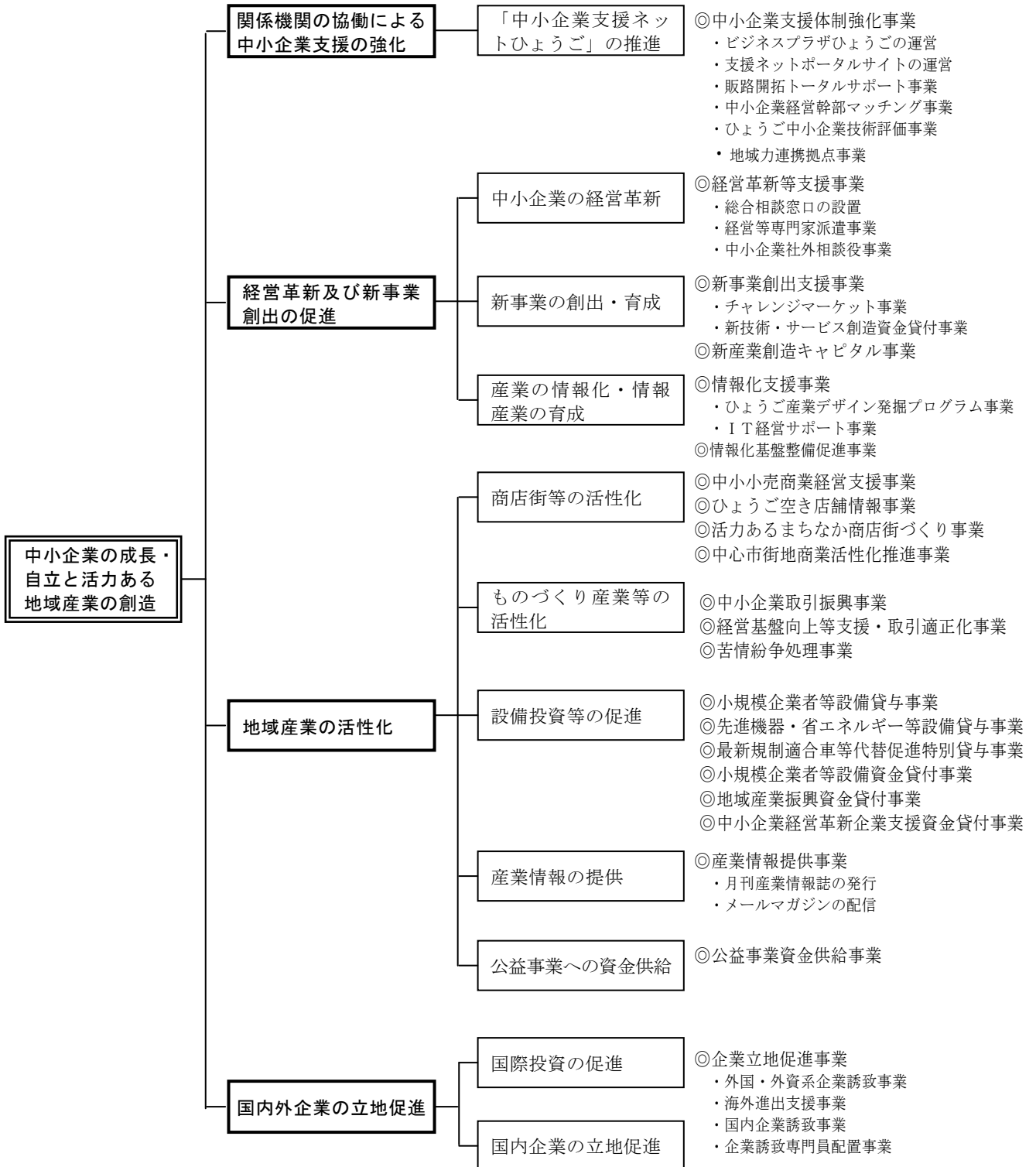


(財)ひょうご産業活性化センター
平成20年度事業計画

1 事業体系

兵庫の元気の創出 ～ 挑戦する企業をトータルサポート ～



2. 事業活動の基本方針

国内経済は、急速な円高と原油をはじめとする原材料価格の上昇に伴い、企業収益が弱含みとなり、生産や設備投資にも陰りが見られ、景気の基調判断は下方修正が続いている。先行きについても、米国経済や原油価格の動向等から景気の下振れリスクが高まっていることに留意する必要があるとされている。

一方、兵庫県の経済は、輸出が増加を続けているほか、企業収益が高水準に推移する中、設備投資も引き続き拡大しており、一部に弱めの動きが見られるものの、基調としては緩やかに拡大している。しかしながら、急速な円高や原材料高の影響などもあり、先行きを中心に慎重さがみられるとされている。

当センターとしては、こうした状況を踏まえ、兵庫県が策定した「**ひょうご経済・雇用活性化プログラム**」の具体化の一翼を担いつつ、成長産業の育成と既存産業の競争力強化に重点を置いた事業活動を積極的に展開する必要がある。

そのため、平成20年度においては、「**中小企業の成長・自立と活力ある地域産業の創造**」を引き続き目標として掲げ、「**関係機関の協働による中小企業支援の強化**」、「**経営革新及び新事業創出の促進**」、「**地域産業の活性化**」、「**国内外企業の立地促進**」の重点課題に着実に取り組む。

なお、これらの取り組みに当たっては、①関係機関との連携の枠を超えた「**協働による支援体制への進化**」、②企業ニーズに合わせ、各種支援事業の効果的な活用による「**総合力の発揮**」、③企業活動に対しスピーディかつタイムリーに対応する「**躍動感あふれる事業執行**」の3点を事業実施の行動指針としつつ、これまでも増して、知恵を絞り、主体性を持って、組織力・現場力を生かしながら積極的・効果的な事業活動を展開する。

さらに、公益法人制度改革関連3法が平成20年12月に施行されることに伴い、公益財団法人認定に向けて着実に準備を進める。

まず、「**関係機関の協働による中小企業支援の強化**」については、「**中小企業支援ネットひょうご**」の推進を図るため、構成団体に加え、連携団体として加入した金融機関、産学連携に取り組む大学・高専、専門家団体等とも連携し、「**支援ネットポータルサイト**」を活用して支援情報の発信機能を強化するほか、各分野における中小企業支援のネットワークを拡げる。また、当センター6階・7階フロアに整備した「**ビジネスプラザひょうご**」（総合相談窓口、交流室、ホール、ITサポート室等）については、引き続き中小企業者が気軽に立ち寄ることができ、セミナー等で学び、交流を深め、さらに支援を受けることのできる県下中小企業全体の活動・交流拠点として活用を促進するほか、「**総合相談ナビゲーター**」による相談窓口体制の充実、「**総括コーディネーター**」や「**マネージャー**」による成長期待企業の発掘・育成や企業間連携の促進に取り組む。

また、成長期待企業に対する販路開拓支援として、企業OBや専門家等が経験・人脈等を活用して販売先の開拓を支援するマーケティングナビゲート事業をバージョンアップし、販路見込先への引き合わせ等をより協力に推進する「**販路開拓トータルサポート事業**」を新たに実施するとともに、経営戦略を助言し実行できる専門能力の高い人材と中小企業をマッチングする「**中小企業経営幹部マッチング事業**」、中小企業の技術力・将来性を評価し円滑な資金供給等を支援する「**ひょうご中小企業技術評価事業**」等を引き続き実施する。

さらに、中小企業の経営支援拠点形成を目指す「**地域力連携拠点事業**」を実施し、中小企業の経営力の向上、創業、事業承継等の課題対応を充実する。

「**経営革新及び新事業創出の促進**」については、**中小企業の経営革新**を推進するため、相談機能の充実を図るとともに、「**経営等専門家派遣事業**」等を実施するほか、企業経営者や大学教授

が個別中小企業者の実態に即した事業展開上のヒントや知恵を授け、中小企業の経営革新等を支援する「**中小企業社外相談役事業**」等を実施する。

また、**新事業の創出・育成**を推進するため、研究開発や新事業開発に取り組む中小企業者に対する新たな資金貸付制度として「**新技術・サービス創造資金貸付事業**」を創設するほか、資金調達や販路開拓を希望するベンチャー企業等と投資家や業務提携先等との出会いの場を提供する「**チャレンジマーケット事業**」や、当センターが出資する「ひょうご産業活性化ファンド第2号投資事業有限責任組合」を通じた株式投資により企業の創業・新事業展開を支援する「**新産業創造キャピタル事業**」を実施する。

さらに、**産業の情報化・情報産業の育成**を推進するため、専門学校生、大学生、若手 IT クリエーター等を対象に産業コンテンツ制作人材を育成し、ビジネスチャンスの創出と県内地場産業等のデザイン力強化等を図る「**ひょうご産業デザイン発掘プログラム**」を実施するとともに、IT サポート室を中心として個別企業の IT 技術を活用した経営革新を支援する「**IT 経営サポート事業**」等を実施する。

「**地域産業の活性化**」については、**商店街等の活性化**を図るため、活発な事業展開に役立つ情報を提供する「**中小小売商業経営支援事業**」や「**ひょうご空き店舗情報事業**」をはじめ、空き店舗を活用した新規開業等による賑わい創出を図る商店街等（個店を含む）の取り組みを支援する「**活力あるまちなか商店街づくり事業**」、空洞化が進行する中心市街地での中小小売商業活性化への取り組みを支援する「**中心市街地商業活性化推進事業**」を実施する。

また、**ものづくり産業等の活性化**を図るため、受注機会の拡大に資する商談会開催等により中小企業の取引拡充を支援する「**中小企業取引振興事業**」を実施するとともに、「**苦情紛争処理事業**」の拡充を図る。

さらに、中小企業における**設備投資等の促進**を図るため、「**小規模企業者等設備貸与事業**」、「**先進機器・省エネルギー等設備貸与事業**」、自動車 NOx・PM 法の排出基準に適合する自動車への代替を支援する「**最新規制適合車等代替促進特別貸与事業**」の設備貸与事業をはじめ、「**小規模企業者等設備資金貸付事業**」、「**地域産業振興資金貸付事業**」、「**中小企業経営革新企業支援資金貸付事業**」の資金貸付事業を引き続き実施する。

また、企業活動に役立つ**産業情報の提供**に努め、「**月刊産業情報誌の発行**」、「**メールマガジンの配信**」等による情報発信を実施する。

「**国内外企業の立地促進**」については、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」及び「ビジネスサポートセンター・東京」を総合窓口として、国内企業、外資系企業、外国企業のさまざまな企業ニーズに対応しながら、県内立地をワンストップで支援する。

国際投資の促進を図るため、「ひょうご・神戸」の投資環境・ビジネス・生活関連情報の提供、進出相談などの「**外国・外資系企業誘致事業**」を積極的に展開するとともに、県内企業を対象とした「**海外進出支援事業**」を実施し、双方向の国際経済交流を支援する。

また、首都圏に日本法人をおく外資系企業へ県内への2次進出を働きかける。

国内企業の立地促進に向けては、企業の県内進出に関する総合相談、企業の投資情報の収集、企業誘致専門員による訪問活動などを行う「**国内企業誘致事業**」を実施し、進出企業が求める立地環境や産業用地などの投資関連情報を総合的に提供する。

特に、誘致企業の掘り起こしにあたっては、阪神・播磨地域の産業集積の特性を生かすとともに、但馬、丹波、淡路地域の立地を促進するため、地元市町等と連携し、地域の特性を生かした企業誘致を進める。

こうした多彩な取り組みを関係機関との協働によって積極的・果敢に展開し、兵庫の産業経済の発展を図り、“兵庫の元気の創出”に資する。

関係機関の協働による中小企業支援の強化

I 「中小企業支援ネットひょうご」の推進

1 中小企業支援体制強化事業

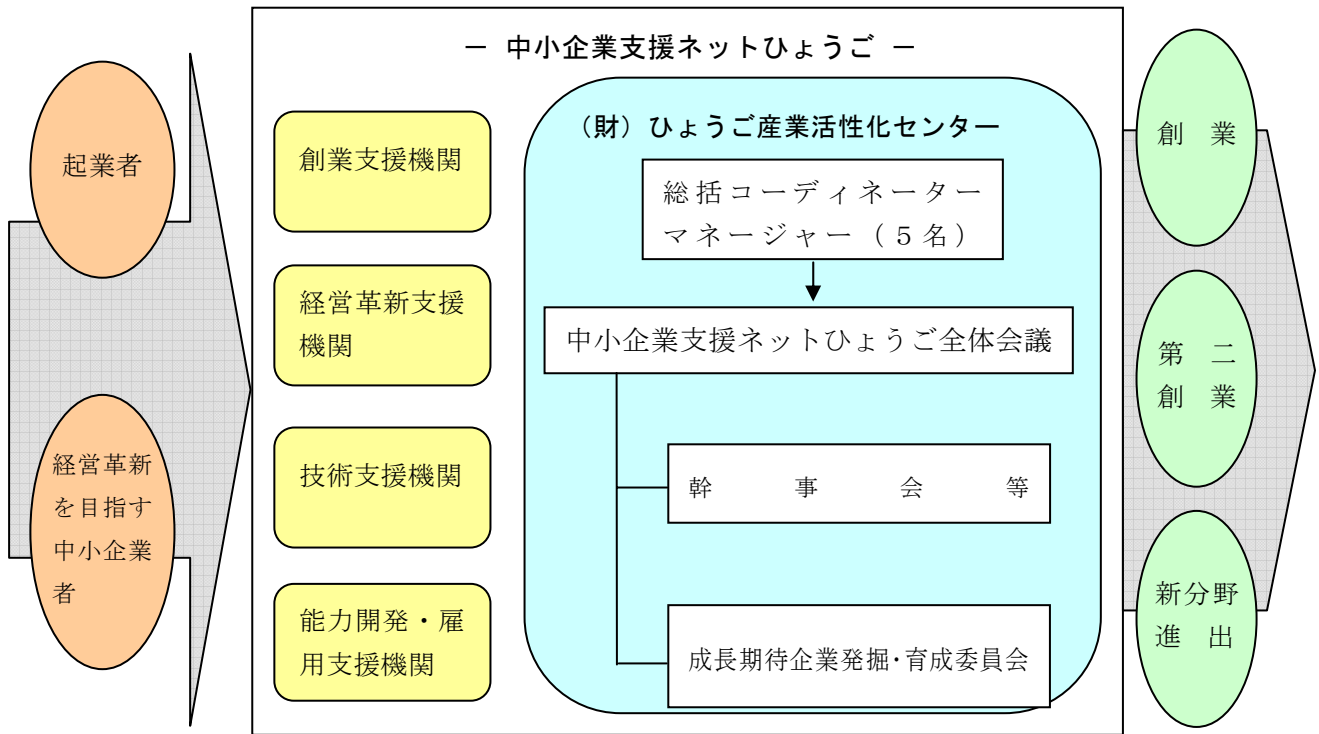
中小企業の経営革新、新規創業等を促進するため、総括コーディネーター等を配置し、他の中小企業支援機関と連携を図りつつ、各支援機関の持っている支援策をコーディネートするとともに、成長期待企業発掘・育成委員会を通じ、具体的な支援方策の実施を図る。

(1) 「中小企業支援ネットひょうご」体制の推進

ア 支援機関の連携

各中小企業支援機関との連携体制を強化するために、中小企業支援ネット構成団体による「中小企業支援ネットひょうご全体会議」のもとに、中小企業支援ネットひょうご（以下、「支援ネット」という。）の活動を検証し、今後の運営方針を検討する「幹事会」を開催するほか、連携事業に係る諸課題に応じて関係機関会議を開催する。さらに、金融機関、産学連携に取り組む大学・高専、専門家団体等を連携団体と位置づけるなど、連携支援のネットワークを拡大する。

また、支援希望案件に対する最適な支援方策を講じる「成長期待企業発掘・育成委員会」を引き続き開催する。



中小企業支援ネットひょうご構成団体(26)

兵庫県立工業技術センター、(財)新産業創造研究機構 [NIRO]、(財)ひょうご科学技術協会、(財)神戸市産業振興財団、(財)近畿高エネルギー加工技術研究所[AMPI]ものづくり支援センター、(財)先端医療振興財団、(社)発明協会支部兵庫県発明協会、(社)兵庫工業会、兵庫県信用保証協会、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会、地域中小企業支援センター(10箇所)、(財)兵庫県雇用開発協会、(独)雇用・能力開発機構兵庫センター、兵庫県職業能力開発協会、(財)ひょうご産業活性化センター

中小企業支援ネットひょうご連携団体(31)

国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、(株)三井住友銀行、(株)みなと銀行、(株)但馬銀行、神戸信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、中兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、富士信用組合、(独)神戸大学、兵庫県立大学、関西学院大学、甲南大学、神戸市立工業高等専門学校、国立明石工業高等専門学校、(社)中小企業診断協会兵庫県支部、(特)兵庫県技術士会、(社)神戸市機械金属工業会、(協)尼崎工業会、(財)尼崎地域・産業活性化機構

イ 総括コーディネーター等の設置

各中小企業支援機関の持つ支援手段・情報・ノウハウ等を最大限に活用するため、それらをコーディネートする総括コーディネーターを配置するとともに、経営革新・創業等に取り組む成長期待企業の発掘・育成を促進し、中小企業の異業種連携による新事業展開を支援するため、マネージャーを配置する。

ウ 「ビジネスプラザひょうご」の運営

中小企業の交流を促進するため、当センター内の6階・7階に支援ネットの活動拠点として整備した「ビジネスプラザひょうご」を活用して研修会、商談会、交流会等を開催するとともに、「支援ネット」構成団体・連携団体のセミナー等の開催にも活用することで、多くの中小企業への中小企業支援施策の情報発信や企業間の人的ネットワークの拡大を図る。

施設内容		主な機能
6階	交流室 A 交流室 B	○ 中小企業者の情報交換・交流、情報発信 ・ 中小企業者や研修会講師等による情報交換・交流
7階	ホール ITサポート室	○ 中小企業支援施策の情報発信、中小企業者の研修支援 ・ 研修会・発表会・商談会等の開催（50～100名） ○ IT経営研修

エ 「支援ネットポータルサイト」の運営

中小企業への「支援ネット」の支援情報発信機能を強化するために構築した「支援ネット」構成団体のイベント、セミナー、支援施策、経営・技術相談等の支援情報を集約した「支援ネットポータルサイト」に、金融機関、産学連携に取り組む大学・高専、専門家団体等を連携団体として加え、経営課題を抱える中小企業に対して多様な支援情報の提供を行う。

(2) 成長期待企業発掘・育成支援

経営革新、創業などを目指し、資金調達、技術開発、雇用確保などの課題解決のために前向きに取り組む成長期待企業を「支援ネット」構成団体のネットワークで発掘し、育成策としてマーケティング支援、技術開発支援、専門家による指導・助言等を複合的に実施することで、成長期待企業の成長を支援する。

ア 成長支援メニュー

(7) 専門家の派遣

「支援ネット」の構成団体が発掘した経営革新や創業を目指す中小企業で、成長期待企業発掘・育成委員会において成長可能性が高いと評価された中小企業について、継続的に専門家を派遣し、経営基盤の改善や販路開拓等を中心にきめ細かなアドバイスをを行い、事業の成長・発展を支援する。なお、この派遣に係る専門家の費用の2/3を助成する。

専門家の派遣	派遣企業数 24社
--------	-----------

(4) 成長期待企業貸付（県制度融資）の推薦

「成長期待企業発掘・育成委員会」において選定された成長期待企業や「ひょうご中小企業技術評価制度」で一定水準以上の評価を得られた中小企業が、新たな事業展開等に必要資金を調達する場合に、当センターから成長期待企業貸付の融資対象として低利融資

が利用できるよう推薦することによって資金面の支援を行う。

(融資申込先) 県制度融資取扱金融機関、融資限度額：1億円、利率1.55%、期間10年

(ウ) 販路開拓トータルサポート事業

優れた技術・ノウハウを有しながらも、販路開拓のノウハウやルート等を十分に持たない中小企業を支援するため、経験・人脈等を持つマーケティングナビゲーター（企業OBや専門家等）とのマッチングを行い、支援申出を行ったナビゲーターでチームを編成し、販路開拓コーディネーターが中心となって販路見込先との引き合わせを積極的に推進する。

また、引き合わせの結果、商品のブラッシュアップが必要な場合は、商品改良の専門家を派遣する。

支援対象企業	30社
--------	-----

(エ) 中小企業経営幹部マッチング事業

経営戦略、マーケティング戦略、財務、労務等様々な経営課題を抱える中小企業を支援するため、当該企業の経営課題を的確に把握し、業務遂行を通じ課題解決に積極的に取り組むことができる経営幹部候補とのマッチングを行う。

支援対象企業	5社
--------	----

(オ) ひょうご中小企業技術評価制度実施事業

地域金融機関のリレーションシップバンキング機能強化の動きにも呼応して、技術力や新たなビジネスモデルを有し、成長が期待される中小企業者について、技術力・将来性を評価することにより円滑な資金供給や企業価値アピールを支援する「ひょうご中小企業技術評価制度」を実施する。なお、この評価に係る費用の1/2を助成する。

また、この制度で一定以上の水準の評価を得られた企業を成長期待企業貸付の融資対象として推薦する。

さらに、本制度により把握した企業実態を基礎データとして、中小企業の成長支援のための各種施策を積極的に推進する。

2 地域力連携拠点事業〔新規〕

中小企業の経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業継承等を支援するため、当センターを中小企業が直面している課題解決に向けて支援する連携拠点と位置付け、中小企業の支援に関する知識、能力及び経験を有する応援コーディネーターを配置するとともに、中小企業の課題把握をきめ細かくサポートし、他の中小企業支援機関と連携を図りつつ、中小企業が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図る。

経営革新及び新事業創出の促進

I 中小企業の経営革新

中小企業のニーズに応じた経営相談、専門家派遣等の事業を実施し、経営革新等を推進する。

1 総合相談窓口の開設

(1) 窓口相談の充実

中小企業の多様な相談内容に的確に対応するため、総合相談窓口には総合相談ナビゲーターを配置するとともに、支援ネット構成団体との連携による窓口相談支援体制の充実強化を図る。

また、曜日毎に異なる中小企業診断士、信用保証協会の相談員を配置し、電話等による相談にも対応する。

曜日	月	火	水	木	金
経営面	中小企業診断士 (工業)	中小企業診断士 (商業)	中小企業診断士 (工業)	中小企業診断士 (商業・情報)	中小企業診断士 (商業・労務)
金融面	—	信用保証協会	信用保証協会	—	信用保証協会

(2) 特別相談

ア 経営革新計画承認申請説明会・相談会

・計画承認の手續、計画策定のポイント等を解説する説明会と専門家による個別相談（毎月1回）

イ 創業・経営特別相談会（土曜特別相談）

・創業や経営に役立つ講座の開催と専門家による個別相談（毎月2回）

ウ オーダーメイド型創業塾

・受講者ニーズに対応した科目を組み合わせ受講できる短期集中型の創業塾（随時実施）

エ 専門相談

専門的な知識が必要な相談内容に対応するため、国の中小企業・ベンチャー総合支援センターと連携して専門相談を実施する。

- ・経営活動を行う上で生じる法的問題について、弁護士による個別相談（毎月1回）
- ・異分野の事業者が連携して新事業活動を行う、新連携についての相談（毎月2回）

2 専門家派遣事業

(1) 人材情報の提供

専門家派遣を要請する中小企業等に対し、様々な分野にわたる専門家の人材情報を提供する。

(2) 専門家の派遣

創業や経営革新に取り組む中小企業に対し、経験豊富な専門家を派遣し、適切な診断助言を行う。なお、この派遣に係る専門家の費用の1/2を助成する。

また、派遣した専門家が実施した診断助言を評価する事後評価委員会を開催する。

専門家の派遣	派遣企業数 約60社
--------	------------

3 中小企業新事業活動促進法の計画承認等審査会の開催

中小企業の経営革新を支援するため、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画と中小企業経営革新企業支援資金貸付の審査会を実施する。

4 中小企業社外相談役事業

豊富な知識を有する大学教授や第一線で活躍する経験豊かな企業経営者等が、個別中小企業者の実態に即した事業展開上のヒントや知恵を伝授し、中小企業の経営革新等を支援する。

II 新事業の創出・育成

1 新事業創出支援事業

新規創業や中小企業の新分野進出を促進するため、「支援ネット」構成団体等との連携の下、起業家育成システムとして、創業希望者等を対象とした事業化コンサルティングやベンチャー企業等と投資家等とのマッチングの場となるチャレンジマーケットを実施するほか、新技術やサービスを創造するための資金貸付制度を実施することにより、企業の発展段階に応じたきめ細かな支援事業を展開する。

(1) 関係機関との連携による支援体制の構築

他の関係機関との連携を図るとともに、日本新事業支援機関協議会（JANBO）への参画を通じて他府県等の支援機関との情報交換を図る。

(2) 起業家育成システム等の実施

ア キックオフセミナー

創業希望者等を対象に、関係機関と連携して起業家意識を醸成するセミナーを開催し、起業家育成システムへの参加を促進する。

イ 事業化コンサルティング

商工会議所等が実施した創業塾修了者等を対象に経営コンサルタント等の専門家による個別指導を行い、創業に必要な実戦的経営知識やマーケティング戦略等を習得する機会を提供する。なお、専門家の派遣費用の2/3を助成する。

ウ チャレンジマーケット

創業・第二創業、経営革新に取り組む中小企業等を対象に「ひょうごチャレンジプロジェクト」を実施し、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」の開催により、金融機関や一般企業などへのビジネスプランの発表機会を提供して資金調達や販路開拓等を支援する。また、マーケット発表企業を成長期待企業やチャレンジ企業に認定して幅広い支援を行う。

(3) 新技術・サービス創造資金貸付事業【新規】

独創性・新規性の高い実用化段階の研究開発や新事業開発の取り組みを促進するため、資金貸付事業を実施する。

ア 貸付規模

事業額（県借入金）	200,000千円
-----------	-----------

イ 貸付条件

	産学連携・事業連携	単独企業（ものづくり・IT）	生活・サービス産業
対 象 者	産学連携または事業連携により実用化開発を行うとす企業等	ものづくり、IT分野における新規性・独創性のある新規事業開発に取り組む中小企業者等	生活・サービス産業における新規性・独創性のある新規事業開発に取り組む中小企業者等
対 象 経 費	①試作段階までの新製品、新技術の研究開発に必要な経費 ②マーケティング調査、販路開拓事業		
貸付限度額	50,000千円 (単年度25,000千円)	10,000千円	2,000千円
貸付率	対象経費の70%以内		
貸付期間	10年以内		
償還方法	3年据置半年賦償還		
貸付利率	無利子		

(4) 新産業創出支援事業の実施

平成 19 年度に新産業創出支援事業（支援ネット枠）に認定した事業のうち、20 年度も継続して開発を行うものに対して助成することにより、新製品や新技術開発の創出を支援する。

(5) 地域中小企業知的財産戦略支援事業

知的財産を経営戦略の柱にしようとしている中小企業に対して、弁理士、技術士等の専門家を派遣し、知的財産戦略の構築支援を行う。

2 新産業創造キャピタル事業

当センターが出資する「ひょうご産業活性化ファンド第 2 号投資事業有限責任組合」（平成 18 年 11 月・出資総額 10 億円）を通じた株式投資により、次世代の兵庫を担う成長産業を創造するベンチャー企業等を育成する。

また、「ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合」（平成 17 年 4 月・出資総額 5 億円）による株式投資企業を含め、事後フォローとして、投資先企業の財務状況や経営課題を把握するとともに、必要に応じて公認会計士や中小企業診断士等の専門家を派遣して財務戦略等について支援するなど、投資先企業の活性化を促す。

Ⅲ 産業の情報化・情報産業の育成

1 情報化支援事業

(1) IT 経営サポート事業の実施

個別企業の IT 技術を活用した経営革新を支援するため、中小企業ニーズに応じた実践的な研修や個別指導を行うとともに、IT ベンダー、NPO 等による IT 活用セミナー等を開催する。

また、関西 IT 経営応援隊事業への積極的な関与をはじめ、県内支援機関、金融機関、NPO 等との連携強化による IT 経営サポートを推進する。

(2) 情報専門家の派遣等

中小企業等が自社の情報化を行う際の課題・問題点の解決を図るため、企業の求めに応じ情報分野の民間専門家を派遣し、企業の現状に即した診断・助言を実施する。なお、この派遣に係る専門家の費用の 1/2 を助成する。

また、派遣した専門家が実施した診断助言を評価する事後評価委員会を開催する。

(3) ひょうご産業デザイン発掘プログラムの実施

専門学校生、大学生、若手 IT クリエーター等に限定して、産業分野に係るコンテンツ制作を行うことにより、即戦力として期待されるコンテンツ人材を育成するとともに、県内地場産業等のデザイン力強化を図る。

区 分	内 容
応募資格	専門学校生、大学生、若手 IT クリエーター
対象作品	産業分野のコンテンツテーマ（静止画・動画・ホームページ等でコンピュータを活用したもの）

2 情報化基盤整備促進事業

当センターが行う情報化支援活動の基盤を強化するため、情報機器等の更新、情報発信力の充実に資することにより、中小企業者に対する情報化支援を促進する。

地域産業の活性化

I 商店街等の活性化

1 中小小売商業経営支援事業

中小小売商業者の活発な事業展開に役立つ情報を提供する。

(1) 小売商業情報の提供

小売商業に関する情報を満載した情報誌を年 6 回編集・発行するとともに、経営に役立つ内容のビデオを収集・貸出しすることで中小小売商業を支援する。

ア 情報誌「商ひょうご」の発行

イ 中小小売商業に関するビデオソフトの貸出

貸出し件数	220件
-------	------

(2) 商店街等の調査研究

地元素材を生かした郷土商品（地域ブランド品）の開発・生産・流通や地産地消運動と連携した商業活性化活動の実態を調査し、その現状や課題等を中小小売商業関係者に周知することで地域商業の活性化に資する。

(3) 小売商業のマーケティング支援

中小小売商業者の新規開業促進や販売促進等のため、商圈地図情報提供システムを活用して商圈内の人口や消費動向等の各種情報を提供する。

情報提供件数	100件
--------	------

2 ひょうご空き店舗情報事業

インターネットを活用した空き店舗情報提供システムで開業希望者に空き店舗情報を提供するとともに、開業希望者の登録も行い商店街等の開業者誘致に資するほか、空き店舗になることを未然に防止する観点から、後継者が不在で廃業見込みの商店に対してコンサルティングやインターネットによる情報提供により円滑な事業継承を推進する「商店継承バンク支援事業」を実施する。

物件掲載件数	440件
アクセス件数	12,000件

3 活力あるまちなか商店街づくり事業

商店街・小売市場の空き店舗を活用した新規開業や街角ギャラリー等コミュニティスペースでの交流事業等、賑わい創出を図る商店街等（個店を含む）の取り組みを支援する。

(1) 商業アドバイザーの派遣

活力あるまちなか商店街づくり事業補助金を活用して商店街等の空き店舗で新規開業等を検討している者に対し、開業前の経営計画策定等の助言を行う。

なお、この派遣に係る専門家謝金等の費用の2/3を補助する。

アドバイザーの派遣	延べ45回
-----------	-------

(2) 商業支援シニアマネージャーの設置

空き店舗対策や中心市街地の活性化に取り組む商店街等に対し、幅広い知識・経験、ノウハウや多彩な人的ネットワークを生かした指導・助言を行う「商業支援シニアマネージャー」を設置する。

(3) セミナー等の開催

商店街支援事業等の説明会を兼ねた「活力あるまちなか商店街づくりセミナー」を神戸地域で開催する。

開催時期	平成21年3月上旬
------	-----------

(4) 空き店舗活用に対する補助

商店街等の空き店舗を活用して新規開業等をする者に対し家賃等の一部を補助する。

<補助制度の内容>

補助事業名	補助事業の内容	補助対象団体	補助期間	補助対象経費	補助限度額	補助率
①活性化支援事業	[生活支援事業] 商店街等の空き店舗等を活用した地域住民の生活利便を支援する事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③NPO、第三セクター、まちづくり団体 ④地元商業者を含む任意グループ	2年	店舗等賃借料 内装工事費 広報費	1年目： 300万円 2年目： 150万円	1/2 (原則として市町随伴補助必要)
	[ミニチャレンジショップ事業] 商店街等の空き店舗等を活用した新規開業者向け集合貸店舗を運営する事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③第三セクター、まちづくり団体		謝金 店舗等賃借料 内装工事費 広報費		
②新規出店支援事業	[新規開業支援事業(テナントミックス事業)] 商店街等の空き店舗等に新規出店する事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③センターが支援した開業者 ④第三セクター、まちづくり団体等	2年	店舗等賃借料 内装工事費	1年目： 150万円 2年目： 50万円	1/3
	[テナントリーシング事業] 商店街等の店舗の適正配置計画に基づいて、低廉な賃料で、空き店舗に新規出店を図る事業	①店舗所有者	2年	店舗賃料差額	1年目： 50万円 2年目： 50万円	1/3
③新規出店計画策定事業(テナントミックス計画策定事業)	商店街等の空き店舗に必要な店舗を適正配置するための計画を策定する事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③センターが支援した開業者 ④第三セクター、まちづくり団体等	1年	内装工事費	100万円	
		①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③第三セクター、まちづくり団体	1年	謝金、旅費、印刷製本費、委託費、通信運搬費、店舗等賃借料(実験事業に限定)等	100万円	1/2
④商店継承支援事業	後継者不在店舗の設備等を活用した新規出店を支援し、商店街等の店舗の適正配置を図る事業	①商店街、小売市場 ②商工会、商工会議所 ③センターが支援した開業者 ④第三セクター、まちづくり団体	2年	店舗等賃借料 内装工事費	1年目： 150万円 2年目： 50万円	1/3

4 中心市街地商業活性化推進事業

空洞化が進行する中心市街地商業の活性化を支援するため、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき国が認定した基本計画に盛り込まれたソフト事業のうち、商工会・商工会議所等が実施する事業に対し助成する。

<助成制度の内容>

助成事業名	助成事業の内容	助成対象団体	助成期間	助成対象経費	助成限度額	助成率
①コンセンサス形成事業	商業関係者、地域住民等の合意を形成するための事業	中心市街地活性化協議会の構成員である ①商工会、商工会議所 ②特定会社、公益法人 (コンセンサス形成事業については、協議会構成員になる予定の上記団体を含む。)	1年	外部専門家謝金 外部専門家旅費 店舗賃借料 会議費 会場借料 印刷製本費 通信運搬費 広告宣伝費 消耗品費 機器借上料 借損料 雑役務費等 委託費	1千万円	9/10以内
②テナント・ミックス管理事業	商業集積の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業					
③広域ソフト事業	複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業					
④事業設計・調査・システム開発事業	商業の活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業					

II ものづくり産業等の活性化

1 中小企業取引振興事業

中小製造業及びサービス業の経営基盤強化等を支援するため、センターが実施する商談会への参加や取引の紹介・あっせんが可能となる受発注企業登録制度による新規登録の促進並びに発注案件の開拓等取引情報の収集・提供に努め、企業間取引の拡充を図る。

(1) 取引情報の収集提供

県内の中小企業へ取引情報を提供するため、県内外の発注企業への発注ニーズ調査並びに企業訪問等を実施し、取引情報の収集提供を行う。

発注開拓調査	3,800企業	調査時期 4月、7月、10月、	
発注企業訪問	300企業	上期150企業	下期150企業
取引情報収集提供	800件	上期400件	下期400件

(2) 取引機会の拡大

県内中小企業の取引拡大を図るため、関係機関と連携しながら県内外の製造・加工企業等を対象に、「商談会」を開催して、マッチングを行うとともに各種取引情報を提供する。

商談会の実施にあたっては、参加中小企業の製品等を紹介する展示コーナーを会場内に併設するとともに、新たに第1回国際ビジネスフェア in 姫路（7月）の開催に参画するほか、「ビジネスプラザひょうご」を活用したミニ商談会等も随時実施する。

商談会

時期	6月	7月	10月	12月
場所	神戸市内	姫路市内	尼崎市内	神戸市内
発注企業	20企業	20企業	20企業	20企業
受注企業	100企業	100企業	100企業	100企業

(3) 新規登録推進

新規登録企業を開拓するため、企業を訪問するとともに、地域中小企業支援センター・商工会議所・商工会等へ企業の紹介を依頼する。

受・発注企業登録	100企業
----------	-------

2 経営基盤向上等支援・取引適正化事業

親事業者の海外展開や内製化等に伴うリストラ等で影響を受けている中小企業者及び企業経営の合理化、新分野進出等を行おうとする中小企業者等を対象に講習会等を実施し、経営基盤の向上及び取引の適正化を推進する。

3 苦情紛争処理事業（拡充）

取引に関する苦情・紛争の解決を図るため、随時、職員が相談に応じるとともに、顧問弁護士による法律相談の実施に加え、適正取引推進のためのガイドライン説明会を開催するなど、苦情紛争処理の拡充を図る。

Ⅲ 設備投資等の促進

1 小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進を支援するため、設備貸与（割賦・リース）制度を実施する。

(1) 貸与規模

区 分	事 業 額	資 金 構 成	
		県 借 入 金	金融機関借入金
割賦制度	1,200,000千円	600,000千円	600,000千円
リース制度	1,000,000千円	500,000千円	500,000千円
合 計	2,200,000千円	1,100,000千円	1,100,000千円

(2) 貸与条件

項 目	内 容		
対 象 企 業	国の定める基準に該当する従業員50人以下の小規模企業者等		
対 象 設 備 及 び 貸 与 限 度 額	① 国の定める基準に該当する創業及び経営基盤の強化に必要な設備 ② 1企業当たりの設備価格の合計額が、100万円以上6,000万円以下の設備		
区 分	割賦制度	リース制度	
貸 与 期 間	7年以内	3年以上7年以内	
償 還 方 法	半年賦償還	月賦支払	
割賦損料率及び 月額リース料率	割賦損料率 年1.75%～2.25%	月額リース料率 1.356%～2.977%	実質年利 3.78%～4.56%

※公害防止施設の貸与期間は12年以内

(3) 情報の提供及び助言業務

ア 事前助言等

設備貸与申込企業に対する現地調査の際、設備導入にかかる資金計画、経営面全般について、適切な情報の提供及び助言を行う。

割賦制度	リース制度	合 計
100件	80件	180件

イ 事後助言等

(7) 貸与企業訪問等

貸与実行後に貸与設備の効率的な使用と技術の向上のため、貸与企業から設備の利用状況及び経営状況等の報告を求め、希望企業等に経営基盤の強化となる財務管理・経営計画・人材育成・品質管理等について、専門家等による助言及び情報提供を行うとともに、職員が企業を訪問して設備の管理と経営実態を把握して助言及び情報提供を行う。

区 分	割賦制度	リース制度	合 計
専門家による情報提供・助言	45件	15件	60件
職員による情報提供・助言	260件	80件	340件
合 計	305件	95件	400件

(4) 調査・情報提供等

企業経営の合理化及び技術の向上を図るため、調査及び情報・資料の収集に努め、貸与企業に対して情報提供及び助言を行う。

項 目	実施時期	対 象
貸与設備利用状況調査（現貸与企業）	4月	640企業
情報提供（中小企業関連の施策内容等）	随 時	

2 先進機器・省エネルギー等設備貸与事業

中小企業者の経営及び技術改善の強化に必要な設備の導入の促進を支援するため、設備貸与（割賦・リース）制度を実施する。

(1) 貸与規模

区 分	事 業 額	資 金 構 成	
		県 借 入 金	金融機関借入金
割賦制度	1,000,000 千円	500,000 千円	500,000 千円
リース制度	500,000 千円	250,000 千円	250,000 千円
合 計	1,500,000 千円	750,000 千円	750,000 千円

(2) 貸与条件

項 目	内 容		
対 象 企 業	県の要綱に定められた業種で、従業員 21 人以上 300 人以下の企業		
対 象 設 備 及 び 貸 与 限 度 額	県の要綱に定められた設備で、1 企業当たりの設備価格の合計額が、1,000 万円以上 6,000 万円以下（特認 10,000 万円以下）		
区 分	割賦制度	リース制度	
貸 与 期 間	7 年以内	3 年以上 7 年以内	
償 還 方 法	半年賦償還	月賦支払	
割賦損料率及び 月額リース料率	割賦損料率 年 1.75%～2.25%	月額リース料率 1.356%～2.977%	実質年利 3.78%～4.56%

(3) 情報の提供及び助言業務

小規模企業者等設備貸与事業に準じて行う。

(7) 貸与企業訪問等

区 分	割賦制度	リース制度	合 計
事 前 助 言 等	40 件	20 件	60 件
専門家による情報提供・助言	15 件	5 件	20 件
職員による情報提供・助言	70 件	10 件	80 件
合 計	125 件	35 件	160 件

(4) 調査・情報提供等

項 目	実施時期	対 象
貸与設備利用状況調査（現貸与企業）	4 月	130 企業
情報提供（中小企業関連の施策内容等）	随 時	

3 最新規制適合車等代替促進特別貸与事業

県内の中小企業者が、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の排出基準に適合する自動車へ代替する際の貸与（割賦販売）制度を実施する。

(1) 貸与規模

事業額（県借入金）	1,020,000 千円
-----------	--------------

(2) 貸与条件

項 目	内 容
対 象 企 業	法の排出基準を満たさない車両総重量 8 トン以上の自動車（バスにあつては定員 30 名以上）を解体廃車（道路運送車両法第 15 条に基づく抹消登録）し、法の排出基準を満たす自動車を購入しようとする中小企業
対象設備及び貸与限度額	①車両総重量 8 トン以上の自動車（バスにあつては定員 30 名以上） ②1 企業当たりの車両価格の合計額は 7,500 万円以下
区 分	8 年以内
貸 与 期 間	半年賦償還
割 賦 損 料 率	年 1.5%または年 3.0%（担保の有無等による）

(3) 情報の提供及び助言業務

小規模企業者等設備貸与事業に準じて行う。

(7) 貸与企業訪問等

事 前 助 言 等	100 件
専門家による情報提供・助言	5 件
職員による情報提供・助言	25 件
合 計	130 件

(4) 調査・情報提供等

項 目	実施時期	対 象
貸与設備利用状況調査（現貸与企業）	4 月	40 企業
情報提供（中小企業関連の施策内容等）	随 時	

4 小規模企業者等設備資金貸付事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進を支援するため、設備資金貸付制度を実施する。

(1) 貸付規模

事業額（県借入金）	1,000,000 千円
-----------	--------------

(2) 貸付条件

項 目	内 容
対 象 企 業	国の定める基準に該当する従業員 50 人以下の小規模企業者等
対象設備及び貸付限度額	①国の定める基準に該当する創業及び経営基盤の強化に必要な設備 ②50 万円以上 4,000 万円以内
貸 付 率	購入設備価格の 50%以内
貸 付 期 間	7 年以内
償 還 方 法	1 年据置半年賦償還
貸 付 利 率	無利子

※公害防止施設の貸付期間は 12 年以内

(3) 助言等業務

ア 事前助言等

申請企業に対する企業診断の際に、経営状態や設備導入に係る資金計画等総合的に診断を行い、貸付対象としての妥当性を判定するとともに適切な情報の提供及び助言を行う。

イ 事後助言等

既貸付企業に設備の利用状況及び経営状況について報告を求め、設備効果の発揮及び貸付金の円滑な償還を確保するために適切な情報提供及び事後助言を行う。

事後助言件数	20 件
--------	------

5 地域産業振興資金貸付事業

地場産業・小売業等を営む小規模企業の設備導入及び工場・店舗等の増改築の促進を支援するため、設備資金等の貸付制度を実施する。

(1) 貸付規模

事業額（県借入金）	200,000 千円
-----------	------------

(2) 貸付条件

項目	内 容
対 象 企 業	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内で製造業、小売業、一般飲食業を営む企業 ・常時使用する従業員が10人以下の企業 ・日々の取引を正確に帳簿に記録している企業 上記要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する企業 ①地場産業を営む企業 ②事業転換を図る企業 ③下請取引あっせん登録をしている企業 ④大規模小売店舗対策を講じる企業 ⑤労働力確保法等の認定・承認計画を実施する企業
対象設備及び貸付限度額	①機械設備（車両を除く。） 1,000 万円 ②事業用建物（増改築・内装工事） 1,000 万円 ただし、①と②を併用の場合 1,000 万円
貸 付 率	購入設備価格の25%以上70%以内 ただし、商工会議所・商工会の推薦を受けた企業は80%以内
貸 付 期 間	7年以内
償 還 方 法	1年据置半年賦償還
貸 付 利 率	無利子

(3) 助言等業務

小規模企業者等設備資金貸付事業に準じて行う。

事後助言件数	20 件
--------	------

6 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業

兵庫経済に好ましい波及効果をもたらす新商品開発等の革新性の高いモデル的な取り組みを促進するため、経営革新計画承認企業等に対する資金貸付事業を実施する。

(1) 貸付規模

事業額（県借入金）	100,000 千円
-----------	------------

(2) 貸付条件

項目	内 容
対 象 企 業	中小企業経営革新計画承認企業等
対 象 事 業	特に革新性の高いモデル的な事業 ①新商品・新技術・新役務開発 ②販路開拓 ③新事業動向等調査（①に係るものに限る。） ④人材養成
資 金 使 途	設備資金等
貸付限度額	1,000 万円
貸 付 率	25%以上70%以内（支援ネット枠25%以上80%以内）
貸 付 期 間	7年以内
償 還 方 法	1年据置半年賦償還
貸 付 利 率	無利子

(3) 助言等業務

小規模企業者等設備資金貸付事業に準じて行う。

事後助言件数	5 件
--------	-----

7 債権管理業務

設備貸与・資金貸付に係る未収債権の発生を防止するため、申請時の現地調査を強化するとともに、信用調査機関の活用を図るなど、企業経営情報の収集に努め、利用企業等の企業実態及び資産等を的確に把握する。

なお、新規未収債権については、未収発生後早期に企業訪問を行うなど迅速に対応し早期回収に努める。

また、繰越未収債権については、延滞企業への訪問を強化することなどにより、支払能力を的確に把握し、個々の企業に応じて法的整理を含めた適切な措置を講じ、未収債権の回収に努める。

IV 産業情報の提供

1 産業情報提供事業

中小企業の企業活動を支援するため、産業情報の提供等を行う。

(1) 月刊産業情報誌の発行

県内企業の話題・役に立つ経営情報をはじめ、新産業創出、経済、経営、技術、情報化、行政施策等の産業情報を提供する月刊産業情報誌を発行する。

発行仕様	発行日 毎月 30 日、A4 判 40 ページ、毎号 3,600 部、年 12 回
------	---

(2) メールマガジンの配信

当センターや「中小企業支援ネットひょうご」構成機関等からのセミナー等の各種情報を、メールマガジンで配信する。(毎月 1 日、16 日の 2 回発行)

V 公益事業への資金供給

1 公益事業資金供給事業

公益法人等が実施する公益事業に必要な資金の貸付を行う。

区 分	内 容
貸 付 額	50 百万円
貸 付 期 間	1 年以内
貸 付 先	(株)エーリック
貸 付 利 率	年利 0.3%

国内外企業の立地促進

I 国際投資の促進

外国・外資系企業に対する県内誘致活動を推進するとともに、県内企業の海外進出を支援することにより双方向の国際経済交流を推進する。

特に、日本へ新たに進出を計画する外国企業に対し、日本法人設立のしるほくや入居可能オフィスの紹介など、神戸市、JETRO等関係機関と協力し、きめ細かな進出サポートを実施する。

また、経済のグローバル化に伴い、外資系企業による生産拠点の形成が活発化していることから、首都圏に進出している外国企業日本本社等への企業訪問を強化し、効果的な誘致活動を実施する。

1 外国・外資系企業誘致事業

(1) 外国・外資系企業に対する進出サポート

外国・外資系企業に対し、ビジネス関連情報、許認可しるほく、生活関連情報を提供するとともに、各種アドバイスなどの進出サポートを行う。

ア ビジネス関連情報の提供

マーケット情報、合併・技術提携先、優遇策、人材確保 等

イ 許認可しるほくのサポート

事務所・支店・法人設立しるほく、就労ビザ 等

ウ 生活関連情報の提供

住宅、病院、学校、税金 等

エ 専門アドバイザーの設置

弁護士、公認会計士、行政書士による企業進出に係る無料相談

(2) 外国・外資系企業に対するPR活動

ア 外国語表記のPRツールの作成

外国語表記（英語・中国語など）のパンフレットやホームページを充実する。

イ 国際展示会等への参加

外国・外資系企業が参加する展示会・商談会等に参画し、「ひょうご・神戸」の投資環境をPRする。

(3) 進出企業に対するフォローアップ

「ひょうご・神戸」に進出した外国・外資系企業の進出後の定着化を支援する。

2 海外進出支援事業

外国における事業所・会社設立や製品販売など、海外進出を検討している県内企業に対し進出サポートを行う。

ア 関連情報の提供

現地の投資環境・生活関連情報などを提供するとともに、関係機関の紹介を行う。

イ 海外進出支援セミナー等の実施

海外進出のノウハウや投資環境などを紹介するセミナーや個別相談を実施する。

3 誘致関係機関との連携

外国・外資系企業誘致を推進している兵庫県、神戸市、JETRO、神戸商工会議所などと連携し、地域が一体となった誘致活動を推進するとともに、首都圏等の外国公館、外国商工会議所などとのネットワークを形成する。

また、海外投資・進出の手法等を助言している（独）中小企業基盤整備機構（国際担当）、（財）対日貿易投資交流促進協会や大手銀行（国際部）等との協力ネットワークを築き、広範囲な支援ネットワークを形成する。

II 国内企業の立地促進

本県が有する優れた産業基盤をアピールするとともに、進出企業が求める立地環境や産業用地などの投資関連情報を総合的に提供し、国内企業の県内立地を推進する。

特に、大阪湾ベイエリアの立地特性を生かし、設備投資が活発化しているデジタル家電、太陽・燃料電池、高分子化学、精密機械・電子部品、医療・製薬等の産業の集積を進める。

また、但馬、丹波、淡路地域については、農林漁業や自然環境等の特性を生かし、食品製造、環境関連等の企業進出を進めるとともに、既存工場の維持・拡張を支援する。

1 国内企業誘致事業

(1) 企業誘致活動

本県への新規進出や県内での工場の新増設を検討している企業等を訪問するなど積極的な誘致活動を行う。

ア 企業訪問活動

成長性の高い企業を訪問し県内立地環境をPRするとともに、投資計画を持つ企業の掘り起こしを行う。

イ 産業用地の情報提供

来訪、電話等による産業用地情報の照会や相談に対して、情報提供を行う。

ウ 現地案内の実施

産業用地を求めている企業を現地に案内し、より具体的な情報提供を行う。

エ 各種優遇制度の説明

県の産業集積条例に基づく優遇制度や市町の優遇制度等の情報を提供する。

オ 関係機関とのコーディネート

産業団地の事業主体や各種届出の窓口の紹介、連絡等を行う。

(2) 立地済企業へのフォローアップ

すでに本県に立地した企業を訪問し、立地後の状況をヒアリングするなど企業の課題を把握するとともに、立地の決め手となったポイントなど今後の企業誘致活動の参考となる意見等を収集する。

(3) 企業誘致PR事業

「ひょうごの産業団地」等PRツールの作成や企業等が参加する展示会に出展するなど、県内産業団地や優遇制度等の立地環境をPRし県内への企業立地を促進する。

(4) 企業投資情報の収集

成長産業で新規投資が期待される企業を対象にアンケート調査を実施し、進出ニーズのある

企業情報を収集する。

2 企業誘致専門員配置事業

民間企業での営業経験等を持つ人材を「企業誘致専門員」として首都圏に配置し、業績良好な企業を中心に、企業訪問等による積極的な企業誘致活動を行う。

3 誘致関係機関との連携

産業団地分譲主体及び市町の企業誘致担当のほか、商工会議所や金融機関等の民間誘致機関と連携し、地域が一体となった誘致活動を展開する。